

「ホワイト物流」推進運動

持続可能な物流の実現に向けた自主行動宣言

企業・組合名	役職	氏名	所在地	主たる事業	ホームページ
セイコー運輸株式会社	代表取締役社長	鳥部 敏雄	鹿児島県	運輸業, 郵便業	http://www5.synapse.ne.jp/seiko-unyu/

当社は、「ホワイト物流」推進運動の趣旨に賛同し、以下のように取り組むことを宣言します。

最終更新:	2020年8月26日
-------	------------

(取組方針)

・事業活動に必要な物流の持続的・安定的な確保を経営課題として認識し、生産性の高い物流と働き方改革の実現に向け、取引先や物流事業者等の関係者との相互理解と協力のもとで、物流の改善に取り組めます。

(法令遵守への配慮)

・法令違反が生じる恐れがある場合の契約内容や運送内容の見直しに適切に対応するなど、取引先の物流事業者が労働関係法令・貨物自動車運送事業関係法令を遵守できるよう、必要な配慮を行います。

(契約内容の明確化・遵守)

・運送及び荷役、検品等の運送以外の役務に関する契約内容を明確化するとともに、取引先や物流事業者等の関係者の協力を得つつ、その遵守に努めます。

No.	分類番号	取組項目	取組内容
1	A ①	物流の改善提案と協力	取引先や物流事業者から、荷待ち時間や運転者の手作業での荷卸しの削減、付帯作業の合理化について要請があった場合は、真摯に協議に応じるとともに、自らも積極的に提案します。
2	A ③	パレット等の活用	パレット・カゴ台車・折りたたみコンテナ・通い箱等を活用し、荷役時間を削減します。
3	A ⑪	高速道路の利用	取引先や物流事業者から高速道路の利用と料金の負担について相談があった場合は、真摯に協議に応じます。
4	A ⑭	船舶や鉄道へのモーダルシフト	長距離輸送について、トラックからフェリー・RORO船や鉄道の転換を行います。この際に運送内容や費用負担についても必要な見直しを行います。
5	B ①	運送契約の書面化の推進	運送契約の書面化を推進します。
6	B ②	運賃と料金の別建て契約	運送契約を締結する場合には、運送の対価(運賃)と運送以外の役務等の対価(料金)を別建てで契約することを原則とします。
7	C ①	契約の相手方を選定する際の法令遵守状況の考慮	契約する物流事業者を選定する際には、関係法令の遵守状況を考慮します。
8	D ①	荷役作業時の安全対策	荷役作業を行う場合には、労働災害の発生防止の為、安全作業手順を明示し教育指導を行います。
9	D ②	異常気象時等の運行の中止・中断等	台風・豪雨・積雪等の異常気象が発生した際は、運転者の安全確保の為、運行の中止・中断等の必要な措置を講じます。
10	F ①	働き方改革・雇用の促進・労働環境の改善を積極的に取り組む	未経験や高齢者でも安心して働ける労働環境を構築し積極的に採用を行う。

PR欄	Gマーク(安全性優良事業所)やグリーン経営の認証取得しております。全車両デジタルタコグラフ・ドライブレコーダ・バックモニターを装着し、追突軽減装置やAIによる居眠り検知機・ドライブレコーダにより安全運行をサポートします。また社内安全大会・定期講習会・外部講師による研修等を行っています。自社内に給油設備や大型車両洗車機を導入し働きやすい環境整備に取り組んでおります。
-----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------